

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年6月30日

広島県知事 殿

提出者

住所 広島県安芸郡坂町北新地二丁目3-10

氏名 社会福祉法人恩賜財団済生会
済生会広島病院 院長 松本公治

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 082-820-1742

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	済生会広島病院
事業場の所在地	広島県安芸郡坂町北新地二丁目3-10
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項 別紙5, 6のとおり	
①事業の種類	医療業
②事業の規模	284床（稼働病床数）
③従業員数	433人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	収集運搬→処分（焼却）→管理型最終処分場にて埋立

別紙5(廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度(令和4年度)実績量

計画：今年度(令和5年度)計画量

単位:トン/年

特別管理産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項								電子情報処理組織の使用に関する事項			
	排出量 (前年度実績値の①)		自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の②+⑧)		自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑤)		自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑦)		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量 (前年度実績値の③+⑨)		全処理委託量 (前年度実績値の⑩)		優良認定処理業者への処理委託量 (前年度実績値の⑪)		再生利用業者への処理委託量 (前年度実績値の⑫)		認定熱回収業者への処理委託量 (前年度実績値の⑬)		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (前年度実績値の⑭)		特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	
廃油																						
廃酸																						
廃アルカリ																						
感染性産業廃棄物	66	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	66	25	66	25							
ばいじん																						
燃え殻																						
汚泥																						
廃PCB等(特定有害産業廃棄物)																						
PCB汚染物(特定有害産業廃棄物)																						
PCB処理物(特定有害産業廃棄物)																						
指定下水汚泥(特定有害産業廃棄物)																						
鉱さい(特定有害産業廃棄物)																						
廃石棉等(特定有害産業廃棄物)																						
燃え殻(特定有害産業廃棄物)																						
ばいじん(特定有害産業廃棄物)																						
廃油(特定有害産業廃棄物)																						
汚泥(特定有害産業廃棄物)																						
廃酸(特定有害産業廃棄物)																						
廃アルカリ(特定有害産業廃棄物)																						
合計	66	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	66	25	66	25	0	0	0	0	0	0	0

別紙6 (廃棄物処理法-特別管理産業廃棄物処理計画書)

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	医療業
②事業の規模	284床 (稼働病床数)
③従業員数	433人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	収集運搬→処分 (焼却) →管理型最終処分場にて埋立

2 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (管理体制図等, 別紙を参照)

3 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) コロナの影響で容積が倍増した。
②計画	(今後実施する予定の取組) コロナが終息したため容積が半減する見込みである。

4 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物 専用プラスチック容器にて分別している。
②計画	(今後, 分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 感染性廃棄物 同上。

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組)
②計画	(今後実施する予定の取組)

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組)
②計画	(今後実施する予定の取組)

7 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組)
②計画	(今後実施する予定の取組)

8 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	(これまでに実施した取組) 優良業者に委託する。
②計画	(今後実施する予定の取組) 定期的に処分場現地調査を実施する。

9 電子情報処理組織の使用に関する事項

計画	(今後実施する予定の取組等) 令和6年3月より電子マニフェストを導入する予定である。
----	---